

長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針

〔平成 25 年 7 月 16 日策定〕

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により、水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針として、「長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を次のとおり定める。

1 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項

(1) 水資源の保全のための方針

清らかで豊かな水は、全ての生命の源であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で貴重な資源であり、全ての県民が将来にわたって引き継いでいかなければならないものである。

その水資源は、日本アルプスをはじめとした山地部や盆地などの低地部に水源を有し、その涵養機能は、県土の 8 割を占める森林や水田が担っている。

水資源を保全するためには、県、市町村、土地所有者等のそれぞれがそれぞれの役割を果たすことが必要であり、特に次の 3 点を相まって進めることが重要である。

ア 市町村にあっては、地下水の取水に関して条例などにより規制を課すなど、独自の判断で水資源の保全に努めること。

イ 土地所有者等にあっては、森林・水田の整備・活用を通じて水源涵養機能を維持・増進し、水資源の質の保全及び量の確保に努めること。

ウ 県にあっては、水資源の保全が必要な地域を水資源保全地域として指定し、その上で、いつ、誰によって、どのような目的で当該地域内の土地取引等が行われるのかを常に把握し、当該土地取引等について適切に指導・監視していくこと。

基本指針においては、用語の定義、水資源保全地域の指定に当たっての考え方、同地域において土地所有者等が配慮すべき事項などを定めるものとする。

この基本指針に定めるものの他、将来にわたって良好な水質を保全することについては、条例第 1 条に定めるとおり、長野県水環境保全条例（平成 4 年長野県条例第 12 号）により取り込まれるべきものである。

(2) 用語の定義

ア 水資源

水道用水、農業用水、工業用水等として公共の用に供する資源及び生態系の保全に供する資源としての水をいう。

イ 地表水

取水地点において地表面上を流れている水又は地表面上に滞留している水をいい、河川水、湖沼水、ダム水、湧水を含む。

ウ 地下水

未固結の堆積物間隙中に存在する水（間隙水）又は岩石の亀裂や割れ目に存在する水（裂ヶ水）をいう。

エ 取水地点

地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。

オ 水源地域

地表水については(ア)、地下水については(イ)のとおりとする。

(ア) 取水地点及び集水区域をいう。

(イ) 取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が降下する場合におけるその範囲をいう。

カ 水資源保全地域

水源地域のうち、その土地の所有又は利用の状況等を勘案して、水源涵養機能の維持・増進など水資源の保全のため必要があると認める区域であって、知事が条例第9条により指定する区域をいう。

キ 土地所有者等

土地の所有者、管理者又は占有者をいう（条例第4条と同じ）。

ク 基本原則

条例第2条（「水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう推進されなければならない。」）のとおり。

2 水資源保全地域の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

水資源保全地域の指定については、条例第9条により、次の3つの方法が定められている。

ア 水源地域のうち、その土地の所有又は利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域について、当該区域を管轄する市町村長が指定の申出をし、知事が指定する方法

イ 水源地域が複数の市町村の区域にわたる場合や隣接する他の市町村に所在する場合など、市町村長が他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定を要請する場合の当該区域について、知事が関係市町村長の意見を聴いて指定する方法

ウ 土地の所有又は利用の状況等を勘案して水資源保全地域として指定することが特に必要であると認める区域のうち、当該区域を管轄する市町村長からの

指定の申出及び他の市町村長からの指定の要請がない場合の当該区域について、知事が関係市町村長の意見を聴いて指定する方法

水資源保全地域における土地取引等の事前届出の実効性を確保するためには、関係市町村長の理解と協力が不可欠であることから、同地域の指定に当たっては、保全すべき水資源の選択、優先順位等を含めてアによるものを原則とする。

イ又はウによるものについては、当該区域を管轄する市町村の意見を十分に踏まえることとする。

(2) 区域設定の考え方

水資源保全地域の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別により、次のとおりとする。

ア 地表水の場合

取水地点及び集水区域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況から、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域を超えて設定することができるものとする。

また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができるものとする。

ただし、集水区域が広範囲に過ぎて土地取引の事前届出制度の実効性を確保できない場合については、水資源保全地域を指定しないことができるものとする。

イ 地下水の場合

取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が低下する場合におけるその範囲（以下「影響範囲」という。）の全部を基本とする。

この影響範囲について正確に把握するためには水源の立地条件等を考慮した広範囲に及び調査が必要であり、この調査がされている場合にはそれにより影響範囲を確定することとする。

ただし、調査が困難である等の理由によりそれにより難しい場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部の区域をもって影響範囲とすることもやむを得ないものとする。

なお、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲内に山林が含まれる場合のその山林部分については、一般的には、影響範囲のうち地表水の集水区域と重なる部分もかなりあると想定されることから、集水区域をもって影響範囲とみなすことができるものとする。

この場合、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を影響範囲とみなす必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域をもって影響範囲とみなすことができるものとする。

(3) 水資源保全地域から除外する区域の考え方

国有地、県有地及び市町村有地については、条例の目的を達成するために水資源保全地域の指定を行う必要がないので、(2)の規定に関わらず、水資源保全地域としないものとする。

(4) 区域設定にあたっての留意事項

ア 指定の区域については、地番及び「水資源保全地域図」で示すものとする。

イ 水資源保全地域の指定に当たっては、次の事項に配慮しながら、適切に行うものとする。

(ア) 指定の申出に当たっては、取水に関する条例などの規制、都市計画、土地利用計画等との整合を図ること。

(イ) 農業、林業、観光業など地域における産業の健全な発展も併せて図ること。

(ウ) 森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図ること。

3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、水資源を保全する必要がある地域である。

そのために、土地所有者等の果たす役割は大きく、水資源の保全に寄与するよう図るとともに、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為を行わないよう配慮することが求められる。

具体的には、次のとおりである。

(1) 水源地域における土地利用に関する他の法令及び条例第10条（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）等の規定を遵守すること。

(2) 市町村によっては、独自の判断で地下水の取水に関する条例などの規制を行っている場合があるので、当該規制のある市町村においては、当該規制を遵守すること。

(3) 森林及び水田が有する水源涵養機能を維持・増進するために、整備が必要な場合は、県又は市町村と協力し、又は支援を受けて必要な措置を行うよう努めるとともに、善良な管理の下での使用に努めること。

(4) 自家消費の目的以外で水を採取する行為、採取した水そのものを所有地外に運び出す行為、敷地の大部分を難透水性の舗装で覆う行為、敷地内の砂れきを採取して難透水性の土と入れ替える行為などであって、かつ、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為をしないよう配慮すること。

- (5) 従前と大きく異なる土地利用、近隣・周辺の土地利用と調和しない土地利用など水資源の保全に支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないよう配慮すること。

4 その他水資源の保全に関し必要な事項

全ての土地所有者等、事業者及び県民の責務については、条例第4条から第6条までに、次のとおり定められている。

これは水源地域に限らず、県内全域を対象として取り組まれ、又は努められるべきことである。

(1) 土地所有者等の責務

土地所有者等は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為をしないよう努めなければならない。

(2) 事業者の責務

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分な配慮をしなければならない。

(3) 県民の責務

県民は、水資源の保全についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

なお、水資源保全地域を除く水源地域における土地所有者等にあつては、3の(1)及び(2)の事項については遵守するとともに、3の(3)から(5)までの事項については配慮するよう努めるものとする。